

放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正省令概要

1 指定解除の要件等

- (1) 8,000 Bq/kg 以下であることを環境大臣が確認する場合（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 1 項）

環境大臣は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る一時保管者（特措法第 17 条第 2 項（第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者をいう。以下同じ。）及び処理責任者（指定解除後の廃棄物について廃掃法第 6 条の 2 第 1 項の規定により収集、運搬及び処分（再生することを含む。）しなければならないとされる市町村又は第 11 条第 1 項の規定により処理を行わなければならないとされる事業者をいい、当該指定廃棄物に係る一時保管者を除く。以下同じ。）に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

ア 特措法第 16 条第 1 項の報告に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 5 条で定める方法

イ 特措法第 18 条第 1 項の申請に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 20 条で定める方法

- (2) 8,000 Bq/kg 以下であることを一時保管者が確認する場合

手続の流れ（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 2 項）

一時保管者が、1（1）ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていると思料するときは、環境大臣に対し、当該指定廃棄物の指定解除を申し出ることができる。

申出を受けた環境大臣は、申出に係る調査が 1（1）ア又はイに定める方法により行われたものであり、かつ、当該指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg 以下になっていると認めるときは、当該指定廃棄物に係る処理責任者に協議を行った上で、当該指定廃棄物について指定解除することができる。

申出の方法（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 3 項）

一時保管者が行う指定解除の申出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第一号の二による申出書に、1（2）の調査の対象とした指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添えて、これを環境大臣（管轄の地方環境事務所長）に提出して行うものとする。

ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 1（2）の調査の対象とした指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先

ウ 1（2）の調査の対象とした指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日

エ 1（2）の調査の対象とした指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

オ 申出をする者と 1（2）の調査の対象とした指定廃棄物に係る処理責任者が異なる場合にあっては、当該処理責任者の氏名又は名称及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 2 指定解除する旨の通知（改正省令による改正後の規則第 14 条の 2 第 4 項）
環境大臣は、1（1）又は（2）により指定解除することとなったときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

指定解除する指定廃棄物の一時保管者及び処理責任者

指定解除する指定廃棄物が、指定解除後に一般廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する市町村、産業廃棄物に該当する場合にあっては当該指定廃棄物の所在する都道府県又は廃掃法第 24 条の 2 第 1 項の規定によりその長が廃掃法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市（ に掲げる者を除く。）